

鹿児島市移住支援金に関するQ&A(令和7年4月1日版)

1：移住元要件について

番号	質問	回答
1-1	移住元に関する要件の「通算5年以上」とは、直近の10年間で居住と通勤を合算してもいいのでしょうか。	在住期間と通勤期間は合算できます。
1-2	移住元に関する要件の「通勤の場合は、住民票を移す3か月前までを起算点とできる」とありますが、3か月の間に東京圏から他の県に転出してもいいのでしょうか。	3か月の期間を設けているのは、就業していた方が離職し、次の就業までの準備期間を想定しています。東京圏(条件不利地域を除く)から転出しているにもかかわらず、3か月のカウントに含めることはできません。
1-3	移住元に関する要件の「東京23区への通勤」について、派遣元が東京23区外で派遣先が東京23区に所在する場合は、対象になりますか。	原則としては、就業先が東京23区外の場合は対象外ですが、就業先が東京23区外であっても勤務地が東京23区内であることを就業先が証明する書類等で確認できれば「東京23区への通勤」として取り扱うことは可能です。

2：移住支援金の対象者に該当するかについて

番号	質問	回答
2-1	かごJobに「移住支援金対象求人」として掲載されている企業にかごJob以外の手段で対象企業に就職した場合は、移住支援金の対象外ですか。	かごJobを通して応募していない場合も、移住支援金の対象求人としてかごJobに情報が掲載されていれば、対象になります。
2-2	移住支援金対象外の企業に就職した後、移住支援金対象の企業に転職した場合、申請可能ですか。	移住支援金申請時に、対象企業への就職日以降かつ転入日から1年以内であれば、支援金の対象となります。
2-3	夫婦ともに支援金の対象となりますが、それぞれで申請可能ですか。	移住支援金の交付申請は、同一世帯において1回限りです。

鹿児島市移住支援金に関するQ&A(令和7年4月1日版)

2-4	世帯として申請するには全員が同じ日に転入する必要がありますか。単身で移住した後に、家族が同じ住居に移住した場合は、世帯として申請できるのでしょうか。	同じ日に転入していなくても構いません。ただし、世帯として申請する場合は、申請時に世帯員を含め転入後1年以内である必要があります。 また、同一世帯における申請は1回限りです。先に単身で申請し、交付決定を受けた場合は、その後に世帯として追加で申請することはできません。
2-5	個人事業主の場合は申請可能ですか。	<p>(テレワークの場合) 個人事業主の方も対象となる可能性があります。移住前と移住後で業務を引き続きテレワークで行っていることがわかる書類(業務委託契約書の写し等)の提出が必要です。詳しくは雇用推進課までお問い合わせください。</p> <p>(農林水産業に従事、又は家業を承継する場合) R7.4.1以降に転入し、関係人口(※)の要件を満たしている場合は対象になります。</p> <p>※関係人口の要件 (ア)及び(イ)に該当し、かつ(ウ)から(キ)のいずれかに該当すること。 (ア)「かごしま市IJU倶楽部」の会員である (イ)町内会活動や地域コミュニティ活動に参加する意思を有する (ウ)移住前に本市に居住したことがある (エ)移住前に本市に所在する学校に通学したことがある (オ)移住前に本市に所在する事業所で勤務したことがある (カ)移住前に本市にふるさと納税をしたことがある (キ)本市が主催する移住希望者を対象とした本人参加型のイベントに参加したことがある</p>
2-6	転勤による移住の場合は、対象になりますか。	所属先の企業の命令による転勤は対象になりません。
2-7	以前、鹿児島市に居住していたことがあり、移住後、鹿児島市での就業を考えているのですが、対象になりますか。	関係人口の要件(No. 2-5参照)を満たし、かつ就業に関する要件を満たしていれば、対象となります。

鹿児島市移住支援金に関するQ&A(令和7年4月1日版)

3：移住支援金について

番号	質問	回答
3-1	移住支援金が支給される人数には上限がありますか。	上限はありません。 ※ただし、予算の状況により、年度の途中で申請受付を終了する場合があります。
3-2	子育て加算の要件である18歳未満の世帯員とは、どの時点の年齢で判断しますか。	申請日が属する年度の4月1日時点の年齢で判断します。
3-3	子が胎児の時点で転入した場合は、子育て加算の対象になりますか。	転入後に出生した新生児も子育て加算の対象になります。 ただし、移住前に母子健康手帳が発行されていること等、移住前の世帯状況が確認できる書類が必要になります。申請時には「世帯全員分の住民票の除票」に母子健康手帳の写しをご提出ください。 なお、同一世帯における申請は1回限りです。出生前に申請し、交付決定を受けている場合、出生後に新生児分の子育て加算を申請することはできません。
3-4	子育て加算について、1世帯あたりの加算可能な世帯員の上限はありますか。	上限はありません。 ※ただし、予算の状況により、支給金額が変更になる可能性があります。
3-5	移住支援金の使途に制限はありますか。	特に制限はありません。

鹿児島市移住支援金に関するQ&A(令和7年4月1日版)

4：その他

番号	質問	回答
4-1	起業の場合、どのような職種が対象になりますか。	起業の場合は、鹿児島県が実施する起業支援金の認定が必要となります。起業支援金につきましては、鹿児島県産業人材確保・移住促進課(099-286-2990)へお問合せください。
4-2	移住支援金は、確定申告が必要ですか。	移住支援金は、所得税法(昭和40年法律第33号)第34条に規定される一時所得に該当します。受給金額やご自身の収入状況により、確定申告が必要になる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。 (参考)鹿児島税務署 099-255-8111